

## ◆モデルケース◆ 税源移譲による負担変動(年額)

### ◇独身者の場合◇

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500		0
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0

### ◇夫婦+子ども2人の場合◇

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0

※夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(扶養親族のうち、16歳以上22歳以下)に該当するものとして計算しています。

※一定の社会保険料分が所得から控除されるものとして計算しています。

※住民税には均等割(4,000円)は含まれていません。

※このほか実際の負担減額には、平成19年度(所得税については平成19年)から、定率減税廃止などの影響があるので、ご注意ください。

から変わりました。自営業者などのように確定申告で納めている方は、平成19年分の確定申告から税率が変わります。

◆住民税について  
住民税を納めているすべての方の税率が、平成19年6月から変わります。

## 平成19年度 市税などの納期限一覧

納期限	税目	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料
5月31日(木)			1期	1期		
7月2日(月)	1期					
7月31日(火)			2期		1期	1期
8月31日(金)	2期				2期	2期
10月1日(月)					3期	3期
10月31日(水)	3期				4期	4期
11月30日(金)					5期	5期
12月25日(火)			3期		6期	6期
1月31日(木)	4期				7期	7期
2月29日(金)			4期		8期	8期
3月31日(月)	随時 (5期)				随時 (9期)	随時 (9期)

※最終納期限の後に税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。

※納付書が新しくなりました。新しい納付書は、関東地方・山梨県の郵便局でも納付できます。

**平成19年度 市税のお知らせ**  
市では、教育や福祉の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業を税金で行っています。住みよいまちづくりのために、納期内に納税されるようご協力をお願いします。

**納付場所**  
○市の窓口：本庁収税課及び各総合支所の税務係、支所・出張所、市民サービスセンター  
○金融機関：足利銀行、栃木銀行、関東つくば銀行、中央労働金庫、鹿沼相互信用金庫、上都賀農業協同組合の市内各支店および、みず

ほ銀行宇都宮支店  
口座振替をご利用ください  
納付を口座振替にすると、納め忘れや窓口に出向く煩わしさがなくなります。市の窓口や預金口座のある納付場所の金融機関、郵便局で通帳と印鑑、納付書を添えてお申し込みください。

くわしくは  
収税課 021-51103  
日光税務係 021-51107  
藤原税務係 021-51103  
足尾税務係 021-51102  
栗山税務係 021-51102